

第9章 自 動 車

1 障害者自動車運転免許取得助成事業

障害者の社会活動への参加を促進するため、身体障害者及び知的障害者の運転免許取得の便を図るものです。（自動車学校入校前に申請が必要です。）

(1) 対象者

県公安委員会の行う運転免許適性試験に合格した者（内部機能障害者の場合は医師が支障なしと認めた者）のうち、新たに第一種普通自動車免許を取得する者で、次のア、イ、ウのいずれかに該当する者

ア 身体障害者手帳の1級から3級を所持する者

イ 身体障害者手帳の4級から6級を所持する者のうち、運転免許適性試験により運転する自動車について限定条件が付された者

ウ 療育手帳を所持する者

(2) 助成額

訓練経費の2/3を助成します。ただし、100,000円を限度とします。

(3) 申請に必要なもの

○身体障害者手帳又は療育手帳

○適性検査に合格したことを証明する書類の写し

○内部機能障害者については医師の意見書

(4) 申請窓口

福祉事務所障害者支援課（☎ 0834-22-8387）

各総合支所（新南陽・市民福祉課 ☎ 0834-61-4113、熊毛・市民福祉課 ☎ 0833-92-0012、

鹿野・市民福祉課 ☎ 0834-68-2332）

2 障害者用自動車改造費助成事業

(1) 対象者

身体障害者手帳又は療育手帳を所持する者（特別障害者手当の所得制限限度額を超えない者）で自らが所有し、運転する自動車の操向装置及び駆動装置等の一部を改造する必要がある者（改造をする前に申請が必要です。）

(2) 助成額

100,000円を限度として助成します。

(3) 申請に必要なもの

○身体障害者手帳又は療育手帳

○見積書

○運転免許証

(4) 申請窓口

福祉事務所障害者支援課 (☎ 0834-22-8387)

各総合支所 (新南陽・市民福祉課 ☎ 0834-61-4113、熊毛・市民福祉課 ☎ 0833-92-0012、

鹿野・市民福祉課 ☎ 0834-68-2332)

3 駐車禁止除外指定車標章

(1) 内 容……やむを得ない場合に、他の交通の妨げにならない限り、駐車禁止区域内でも駐車できます。

(2) 対象者……次のいずれかに該当する障害を有し、歩行が困難であると認められる方

○身体障害者手帳

・視覚障害 3級以上及び4級の1

・聴覚障害 3級以上

・平衡機能障害 3級

・体幹不自由 3級以上

・上肢不自由 1級、2級の1及び2級の2

・下肢不自由 4級以上

・運動機能障害 (上肢機能) 2級以上 (一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く)
(移動機能) 4級以上

・内部機能障害 3級以上

○療育手帳A

○精神障害者保健福祉手帳1級

(3) 申請に必要なもの

○身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳

○運転免許証

※代理の方が申請する場合は、申請窓口へお問い合わせください。

(4) 申請窓口……周南警察署交通課 (☎ 0834-21-0110)

光警察署〔熊毛地域の方〕 (☎ 0833-72-0110)

4 身体障害者標識 (四つ葉マーク)

(1) 対象者

普通自動車を運転することができる免許を受けた人で、肢体不自由であることを理由に当該免許に条件を付されている人です。

(2) 内 容

上記の表示対象者がこのマークを表示して普通自動車 (軽自動車を含む) を運転しているときは、危険防止のためやむを得ない場合を除き、進行している当該車両へ「側方に幅寄せ」や「割込み」をした場合には、道路交通法違反になります。

(3) 購入窓口

警察署内の交通安全協会

5 聴覚障害者マーク（蝶のマーク）

(1) 対象者

聴覚に障害のある者（補聴器を用いても10メートルの距離で90デシベルの警音器の音が聞こえない者）

(2) 内容

上記の表示対象者がこのマークを表示して普通自動車（軽自動車を含む）を運転しているときは、危険防止のためやむを得ない場合を除き、進行している当該車両へ「側方に幅寄せ」や「割込み」をした場合には、道路交通法違反になります。

(3) 購入窓口

警察署内の交通安全協会

6 自動車税（種別割・環境性能割）・軽自動車税（種別割・環境性能割）の減免

P71～72を確認ください。

7 やまぐち障害者等専用駐車場利用証制度

(1) 内容

歩行や車の乗降が困難な方が、県に登録された身障者用駐車場を利用することができます。

(2) 対象者と申請に必要なもの

対象者（次のいずれかに該当する者）	必要なもの
身体障害者 ・視覚障害 4級以上 ・聴覚障害 3級以上 ・平衡機能障害 5級以上 ・上肢不自由 4級以上 ・下肢不自由 6級以上 ・体幹不自由 5級以上 ・運動機能障害（上肢機能）2級以上 （移動機能）6級以上 ・内部機能障害 4級以上	身体障害者手帳
知的障害者 A	療育手帳
精神障害者 1級	精神障害者保健福祉手帳
高齢者（要介護認定者）	介護保険被保険者証
難病患者	特定医療費（指定難病）受給者証
妊産婦	母子健康手帳
けが人	歩行が困難である旨記載の診断書

※代理の方が申請する場合は、代理の方の本人確認書類も必要です。

(3) 申請窓口

福祉事務所障害者支援課（☎ 0834-22-8387）

各総合支所（新南陽・市民福祉課 ☎ 0834-61-4113、熊毛・市民福祉課 ☎ 0833-92-0012、鹿野・市民福祉課 ☎ 0834-68-2332）

周南市社会福祉協議会（☎ 0834-22-8721）又は各支部、山口県周南健康福祉センター（☎ 0834-33-6422）